

**法制審議会—刑事法自動車運転に係る死傷事犯関係部会 御中**

諮問第九十六号

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

上記諮問につき、自動車運転事件・事故全般に関して意見があるため、別紙にて意見書として提出させていただきます。

特定非営利活動法人 いのちのミュージアム  
中土 美砂

## 【自動車運転事件・事故全般に関して意見書】

### ①危険運転致死傷罪について

2001年法改正時に危険運転致死傷罪が創設されたが、その対象は条文解釈的に限られており、法曹家と一般市民感覚とは乖離があるように感じている。

#### ①-1 [飲酒運転]

飲酒運転は条文上危険運転になるはずが、立証できずに自動車運転過失致死傷罪で起訴されている事件も見受けられる。その多くがひき逃げを伴い、呼気検査などを免れたものではないかと推察する。ひき逃げは現在「救護義務違反」ということで道路交通法で裁かれているが、ひき逃げは「助けていれば助かったかもしれないのに見捨て置いた」れっきとした故意による犯罪である。厳格に死因との因果関係などを検証していく必要があると専門家はいうかもしれないが、ひき逃げ行為はさらに悪質な犯罪として評価する必要があると感じている。

#### ①-2 [運転技能を有しない]

この要件に単なる無免許が含まれないのも一般的には理解されないのではないかと思う。少なくとも被害者側からすれば、無免許を自覚しハンドルを握ることは危険なことである。無免許ドライバーは、まったくの無免許か、無免許になる状態を招いた者である。自分の意思をもって無免許運転をするのは故意犯ではないか。その上さらに一昼夜眠らずに運転し、多くの犠牲を強いた事件に対し危険運転が適用されない事件があったことは、一般国民として、被害者側としてまったく理解できない。

#### ①-3 [速度超過]

これも、制御できない高速度とは何なのかとってしまう。子供たちが歩き、遊ぶ生活道路で50K/Hを超えたスピードで走行していれば、十分危険運転ではないだろうか。

#### ①-4 [妨害行為]

適用事件について不知なため意見なし。

#### ①-5 [信号無視]

青信号を守って横断し殺されてしまった者の無念を思えば「殊更の無視」だけでなく、見落としであっても個別事案によっては危険ではないだろうか。

#### ①-6 [そのほか]

過失犯として裁かれている前方不注視やわき見などでも個別に見れば、一般的には「危険運転」と感じられるものが数多くがある。準危険運転の創設なども一部報道にあったが、安易に創設するのではなく、危険運転致死傷罪の要件を今一度見直していただきたい。「準」とつくことが、必ずしも軽くなること

を意味しているわけではないと思うし、意識がしっかりしていない中での犯行という意味なのかもしれないが、かつて自動車事故をほとんど一律「業務上過失致死傷罪」として理解に苦しんだ一国民としては、言葉的に抵抗感はぬぐえない。

#### ②自動車運転過失致死傷罪について

交通事件は危険運転致死傷罪が適用にならなければ、現状、上記罪名で起訴されるが、限りなく故意に近い「過失」もあれば、あきらかに過失と思われる交通事故もあると思うので、法定刑を危険運転致死傷罪レベルに上げてはいただきたいが単なる厳罰化ではなくて事案に照らして、刑罰を1級、2級など2, 3段階に分ければ、被害者にとっても納得はできないが、わかりやすくなるのではないかと思う。

#### ③運転免許証について

てんかん患者の方が加害者になった事件も記憶に新しいが、運転免許の制度そのものを見直していただきたい。高齢者による事件・事故や、未熟運転者による重大事件・事故、累犯による死傷事件など、無免許で運転することの危険さはすでに述べたが、それ以外に、免許保持者であつてさえも危険と思われる状態がある。特に累犯者は、過去の過ちを忘れ、故意犯に近い悪質性をもって日本の道路を走行している。被害者の立場からすれば、中途半端は欠格期間では納得できない。一度でも人を死に至らしめたものは免許が取れないようにしていただきたい。ただ、これも個別事件によって様々な事情があることを鑑みれば、欠落期間の延長、再度取得の際にはより厳格な審査や、被害者の声を反映した教育などが必要であるということで留めおく。

#### ④その他

交通事件・事故の被害者へのさらなる支援の充実をお願いしたい。犯罪被害者等基本法制定以前より、関係機関における被害者支援は少しずつ整いつつあるとは感じている。しかし、国民への理解の増進は進んでおらず、未だ、世間一般では、「交通事故」という言葉で、重大な事態を軽視されてしまっているのではないか。ひとつひとつの交通事件・事故に丁寧に対応していただくのはもちろんのこと、罰則の整備を通して、「交通事件は犯罪であること」を国民に周知せしめ、悲しい交通事件・事故をひとつでも減らすこと。加害者を作らない、すなわち被害者を生まない社会の醸成が、なによりの被害者支援になるといことをご理解いただき、より被害者の声を取り入れた要綱作成をお願いしたい。

以上

諮問第九十六号

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に則した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要項を示されたい。

上記諮問につき、下記のとおり要望事項を提出します。

## 記

### 1 危険運転致死傷罪について

同罪は自動車運転過失致死傷罪の中から特に危険・悪質な運転行為による死傷事故を抽出して類型化したものであるが、具体的危険性はもとより悪質性・反社会性・結果の重大性の強い運転行為全般に適用可能として量刑はその程度に応じてくださる体系の確立が望ましいと考えます。

交通事故の直接的原因ではない無車検、無保険運行による事故、法無視、反社会性の強い無免許運転、飲酒運転、救護措置義務違反、交通弱者に配慮しない運転行為にかかる事故など悪質性・反社会性、結果の重大性に重点志向した危険運転致死傷罪の適用が可能とすべきであると考えます。

危険運転致死傷罪の立法趣旨は法定刑の引き上げによる一般予防的見地に立つものであったが、この見地に立てば悲惨な交通事故の発生が生じたことを前提とするもので、直接の悪質危険、反社会的運転行為の予防にはならない。そのため交通事故の発生を伴わない基本法（飲酒、無免許、無車検、無保険運転等）に対する罰則強化の整備が重要であると考えます。

### 2 交通事故に対する共謀共同正犯の適用

飲酒運転同乗罪や酒類提供罪のほか、交通事故が発生した場合は危険性、悪質性、反社会性のある運転車両に同乗し或いは運転行為に積極的加功行為のある者に対しては発生した交通事故に関して共謀共同正犯を適用すべきであると考えます。

### 3 ドライブレコーダーの全車装着義務

交通事故事案の真相を明らかにし客観的データに基づいた刑罰法令の適正且つ迅速な適用実現と罰則（量刑）の運用を図るためにドライブレコーダーの全車装着義務は極めて有効な施策であると考えます。

### 4 その他

当事者参加型、とりわけ死亡事故、遷延性意識障害等被害者における遺族、関係者参加による交通事故事件処理の制度化を強く望みます。

交通事故の状況を語れぬまま死亡した者やその遺族、被害関係者等が不審感や疑問を抱いた状態のまま交通事故処理が終息することは想像し難い心労、苦痛を伴います。

遺族や被害者家族も含めた交通事故当事者が感じた疑問等には、誰もが納得のいく客観的証拠に基づいた説明責任を果たすなど当事者が常に交通事故処理に関して参加できる制度の確立を望むものです。多くの場合は前述のドライブレコーダーの装着普及によって解消されるものであると考えます。

### 5 おわりに

交通事故や交通違反を罰則強化によって抑止するには限界があります。今誕生した子供達からでも制度化した交通安全教育を施せば18年後の近い将来、彼らが免許取得年齢に達する頃は、自動車の安全性能の進化と相まって現在よりも格段に安全な交通社会が構築できるものと信じています。

以上。

特定非営利活動法人いのちのミュージアム

佐々木 尋貴

諮問第九十六号

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に則した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要項を示されたい。

上記諮問につき、生命のメッセージ展、いのちのミュージアムとしての要望事項を提出させていただきます。

2001年の危険運転致死傷罪の創設に至るきっかけとなった交通事犯による被害の当事者団体として、昨今の悪質な交通事犯に対する刑法の矛盾や問題点が全面的に改められることを望みます。

1. 危険運転罪の創設

現行の危険運転致死傷罪の適用においては、運転者の「故意性」の立証を改める必要があると考えます。

飲酒運転、薬物飲用上での運転、無免許（運転資格の無い者の運転）では、それらが重大な事故を引き起こすことが十分予見できることから、これらの行為そのものに故意性があることを認定し、「危険運転罪」として独立した罪状とすることを望みます。

2. 飲酒運転

現行法では、飲酒による運転が危険運転であると認定しているにも関わらず、血中濃度によって酒気帯び運転、酒酔い運転と、自動車を制御する能力の判断により罪状に区別をつけ、段階的な量刑が設定されているが、「アルコールを摂取して運転する行為」そのものをもって危険運転罪とすることを望みます。

3. 薬物飲用上での運転

薬物を飲用上での運転による交通事犯では、心神喪失状態の程度認定により運転の危険性の認識に酌量を加えられ、量刑が軽減される傾向が認められますが、薬物の摂取、飲用には明らかに故意性があり、その上で危険な行為に至る関連性が明白であることから、薬物使用状態にお

ける自動車の運転も、独立した「危険運転罪」として裁かれることを望みます。

4. 無免許運転

運転技能の有無、技能の程度の議論以前に、運転資格を有せずに公道において自動車を運転する行為を危険運転と認定し、危険運転罪として裁かれるべきであると考えます。

5. その他

危険運転罪の創設の上で、その他の重大な違反行為との整合性をつけていただきたいと思います。

今後重大な結果を引き起こす危険運転行為として、スマートフォンの普及に伴う運転中のメールやインターネット閲覧などが容易に想像できます。マサチューセッツ州では、メール中の運転によって引き起こされた死亡事故の加害者に対して、例え未成年者であっても1級殺人罪を適用したとの報道がありました。運転しながらこれらの行為によって引き起こされた事故を、「過失犯」として裁く矛盾に対する対応を、重大事故が現実のものとなる前に対応いただきたいと思います。

以上。

特定非営利活動法人いのちのミュージアム

土屋 哲男